

北原霊苑墓地使用権利書

北原霊苑会会長（以下「甲」という。）と使用者（以下「乙」という。）との間で、甲の管理する別記墓地の使用について下記条項により契約し、乙はその使用権を取得したるものとする。

記

第 1 条（使用墓地及び面積）

長野市川中島町今井 番地の北原霊苑内の別紙に表示された墓地区画 m²

第 2 条（使用権利金）

乙は本書契約の際、使用権利金として、金 円を甲を通じて北原区に納入するものとする。

第 3 条（使用期間）

北原区が所有権を存続する限り、乙は永代その使用権を有するものとする。

第 4 条（墓地の整備管理）

乙は別に定める北原霊苑会規定及び北原霊苑会規約（以下「規定等」という。）を遵守し、墓地の整備・維持管理に協力するものとする。

第 5 条（使用権の移譲）

乙は、北原霊苑会管理規定第 3 条 1 項以外は、いかなるばあいにおいても、他のものに使用権を移譲することができない。

第 6 条（違反の処置）

乙が本書及び甲の定めた規定等に違反したときは、甲は乙に勧告し、再々の勧告に応じないときは、乙の使用権を解除することができるものとする。

上記のとおり、甲乙間に北原霊苑内墓地の使用権に関する契約が成立したので、本証書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

（年号）令和 年（西暦 20 年） 月 日

甲（住所）長野市川中島町今井 番地

（氏名）北原霊苑会会長 印

乙（住所）

（氏名） 印

(注意事項)

- 1 第1条の所在番地は次の該当する番地を記載してください。
北原公園東…今井 1735 番地
赤地藏墓地…今井 1777 番地
- 2 別紙を付ける場合は割印を押してください。
- 3 権利書は霊苑会事務局が2部作成します。権利書に貼り付ける印紙については、甲乙双方がそれぞれの印紙代を負担してください。また、印紙の消印についても双方で行ってください。